

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年9月2日(2010.9.2)

【公表番号】特表2010-501023(P2010-501023A)

【公表日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【年通号数】公開・登録公報2010-002

【出願番号】特願2009-525037(P2009-525037)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/216 (2006.01)

A 6 1 K 31/215 (2006.01)

A 6 1 K 31/047 (2006.01)

A 6 1 P 3/10 (2006.01)

A 2 3 L 1/30 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/216

A 6 1 K 31/215

A 6 1 K 31/047

A 6 1 P 3/10

A 2 3 L 1/30 Z

A 2 3 L 1/30 B

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月13日(2010.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被験体においてインスリン抵抗性もしくは低インスリン血症および/または関連病変を予防または治療するための組成物であって、チコリ酸、ならびに/またはモノカフェオイル-酒石酸および/もしくはm-ヒドロキシフェニルプロピオン酸、および/もしくは4-ビニルカテコールおよび/もしくは4-エチルカテコールの中から選択された少なくとも1つのその代謝産物を含んでなる、組成物。

【請求項2】

インスリン刺激性であり、かつ、低インスリン血症を予防または治療するためのものである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

インスリン抵抗性または低インスリン血症に関連した前記病変が、糖尿病、脂質異常症、特に高脂血症および高トリグリセリド血症、メタボリック症候群、動脈性高血圧症ならびに肥満からなる群から選択される、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記病変が糖尿病である、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

前記糖尿病がインスリン非依存性糖尿病である、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

前記糖尿病がインスリン依存性糖尿病である、請求項4に記載の組成物。

【請求項7】

インスリン刺激活性が被験体の血液中のグルコース濃度に依存している、請求項 2 ~ 6 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

血糖濃度が 1 g / l より高い被験体においてインスリン刺激性である、請求項 7 に記載の組成物。

【請求項 9】

インスリン増感性である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 10】

前記チコリ酸、ならびに / またはモノカフェオイル - 酒石酸および / もしくは m - ヒドロキシフェニルプロピオン酸、および / もしくは 4 - ビニルカテコールおよび / もしくは 4 - エチルカテコールが、天然または合成起源のものである、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 11】

前記チコリ酸、ならびに / またはモノカフェオイル - 酒石酸および / もしくは m - ヒドロキシフェニルプロピオン酸、および / もしくは 4 - ビニルカテコールおよび / もしくは 4 - エチルカテコールが、植物起源のものである、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 12】

前記チコリ酸、ならびに / またはモノカフェオイル - 酒石酸および / もしくは m - ヒドロキシフェニルプロピオン酸、および / もしくは 4 - ビニルカテコールおよび / もしくは 4 - エチルカテコールの中から選択された少なくとも 1 つのその代謝産物が、キク科、シソ科、マメ科、トクサ科またはヒルムシロ科に属する植物から得られるものである、請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 13】

前記チコリ酸、ならびに / またはモノカフェオイル - 酒石酸および / もしくは m - ヒドロキシフェニルプロピオン酸、および / もしくは 4 - ビニルカテコールおよび / もしくは 4 - エチルカテコールが、野生チコリーまたは栽培チコリーから得られるものである、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 14】

一回用量当たり、5 ~ 30 mg / kg のチコリ酸、ならびに / または 5 ~ 30 mg / kg 未満のモノカフェオイル - 酒石酸および / もしくは m - ヒドロキシフェニルプロピオン酸、および / もしくは 4 - ビニルカテコールおよび / もしくは 4 - エチルカテコールおよび / もしくはカフェイン酸、および / もしくは酒石酸、および / もしくはフェルラ酸および / もしくはジヒドロカフェイン酸の、前記被験体における投与のための、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 15】

少なくともチコリ酸、ならびに / またはモノカフェオイル - 酒石酸および / もしくは m - ヒドロキシフェニルプロピオン酸、および / もしくは 4 - ビニルカテコールおよび / もしくは 4 - エチルカテコールの中から選択された少なくとも 1 つのその代謝産物を含んでなる食品組成物であって、補助食品である、食品組成物。

【請求項 16】

散剤、カプセル剤、錠剤、液剤、濃縮液、シロップ剤、懸濁液または分散液の形態である、請求項 15 に記載の食品組成物。

【請求項 17】

食品に添加される、請求項 15 または 16 に記載の食品組成物。

【請求項 18】

一回用量当たり、60 kg 個体に対して、200 ~ 600 mg のチコリ酸、ならびに / または 200 ~ 600 mg 未満のモノカフェオイル - 酒石酸および / もしくは m - ヒドロキシフェニルプロピオン酸、および / もしくは 4 - ビニルカテコールおよび / もしくは 4 - エチルカテコールおよび / もしくはカフェイン酸、および / もしくは酒石酸、および / もしくはフェルラ酸および / もしくはジヒドロカフェイン酸を含んでなる、請求項 15 ~

17のいずれか一項に記載の食品組成物。

【請求項19】

グルコースを含んでなる、請求項15～18のいずれか一項に記載の食品組成物。

【請求項20】

糖尿病、肥満、メタボリック症候群もしくは加齢に伴うインスリン抵抗性を予防するための、および／または糖耐性を改善するための、請求項15～19のいずれか一項に記載の食品組成物の非治療的使用。

【請求項21】

エネルギー食品としての、請求項19に記載の食品組成物の非治療的使用。